

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	運転中の1号機において、1・2号機共用の主排気筒放射線モニタ（B系）の放射線レベルが高いことを示す警報が発生したため、プラント運転状態を確認した結果、安全上の問題はなく、当該モニタの指示値は直ぐに通常値に復帰したことから、同警報の発生はモニタの誤動作によるものと推定し、同警報を解除した。今後、原因を詳細に調査する。 本事象によるプラントの運転への影響及び外部への放射能の影響はない。	A	3月3日公表済 (PDF127KB)

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋大物搬入口の二重扉（内側）下部に少量の油溜り（約5cc）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	活性炭ホールドアップ建屋地下2階のホールドアップ塔室南東天井部からの雨水浸入による水溜り（約24リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	中央制御室空調機の暖房用ヒーター温度調節弁前弁又はバイパス弁、もしくはその両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	廃棄物処理建屋2階に設置されている高感度排ガスモニタ用現場端末装置が停止し、再起動不可となったため、当該端末装置を点検・修理	D	
5	4号機	廃棄物処理建屋空気送風機用潤滑油配管の継手部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	所内ボイラ（A）主バーナー入口の重油配管に設置されているストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
7	6号機	耐震安全性評価のための電源ケーブル処理室内の現場調査において、電線管接続用部品取付部からの電線管の引抜け（1箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器移送用及び混合用空気入口弁（計2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	主蒸気逃し安全弁温度記録計の打点番号5の温度記録値とプロセス計算機側の温度記録値に相違が認められたため、当該温度記録計及びプロセス計算機の温度記録システムを点検・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで